

基本的な考え方

第1章 江戸川区景観計画のねらい

第1節 景観計画のねらい

景観法第二条の基本理念の中に、良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであり、国民共有の資産であること、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるもの、地域の固有の特性と密接に関連するもの、そして、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることが示されています。

また、景観形成は、現にある良好な景観を保全するだけでなく、新たに良好な景観を創出することが含まれています。

本区の景観計画は、良好な景観を形成するため、自然や歴史、産業、人々の暮らしなどの様々な要素が重なり合って形成される、個性豊かなまちの景観「江戸川らしさ」を活かすことをねらいとします。



第2節 策定の背景と目的

●のどかな農村・漁村の風景

本区は海と大河川に囲まれた低地の中に、かつて 420km に及ぶ水路や内部河川が水上交通や農業用水があり、のどかな農村や漁村の風景が広がっていました。一方で洪水や浸水が多発するなど、水は生活に欠かせないものであると同時に、おびやかすものもありました。



かつての一之江境川

●安心して暮らせるまちづくり

昭和 30 年代に入ると、急速な都市化の進展により、農地の宅地化が進み、かつての農村や漁村の風景は失われていきました。また、公害や交通災害、ごみ問題、水質悪化など、様々な都市環境問題が見られるようになりました。



環境悪化が進んだ古川

●水と緑豊かな環境づくり

昭和48年に、日本で初めて「親水」という考え方に基づき整備した「古川親水公園」が完成しました。その後、時代の変化に合わせた多様なまちづくりを進め、水と緑豊かな環境が整ってきました。

さらに、町会・自治会を中心とした活動や公園や水辺でのボランティア活動など、様々な区民の活動により、より魅力ある環境として維持・拡充されています。

これらの取り組みは、「子育てしやすいまち」、「安心して暮らせるまち」として、本区の魅力となっており、平成19年にはリブコム国際賞^{*}で銀賞を受賞するなど、国外でも評価を受けました。



清流の復活した古川親水公園



バラでいっぱいのフラワーガーデン

●景観を視点としたまちづくりの必要性

このような本区のまちづくりの歴史をふまえ、まちの魅力をさらに高めるためには、公園や河川、住宅など個々の要素の魅力を向上するだけでなく、様々な要素が重なり合って形成される「景観」を視点とした総合的な観点で捉えたまちづくりが必要です。

景観は、土地が育んできたまちの個性「江戸川らしさ」の表れであり、今後のまちづくりでは、より多様な江戸川らしさを引き出していくことが必要です。



愛する会による清掃活動

●景観計画は、総合的なまちづくり指針

国民の個性ある美しいまちなみや景観に対する関心の高まりを背景に、平成16年6月に景観法が公布されました。これにより、地方公共団体が法に基づいた景観づくりを進めることができます。



公園とまちなみが一体となった
一之江境川親水公園沿線景観地区

以上をふまえ、区民と区の協働により培ってきたまちの魅力をさらに高め、「わがまちに誇りの持てる景観」を創出するとともに、より多くの区民の参画による知恵を集め大成し、本区ならではの「将来に夢の持てる計画」を実践していくことを目的に、「景観計画」を策定します。

^{*}リブコム国際賞「質の高い環境・景観の保全・創造による住みよいまちづくり国際賞」は、「国連環境計画」の支援を受け、国際公園レクリエーション管理行政連合(本部・イギリス)が主催して1996(平成8)年から開催している賞のこと。景観の向上、自然・文化・歴史遺産の管理、環境への配慮、コミュニティとの協働、健全なライフスタイル、将来計画の6項目で審査されます。

第3節 計画の位置づけ

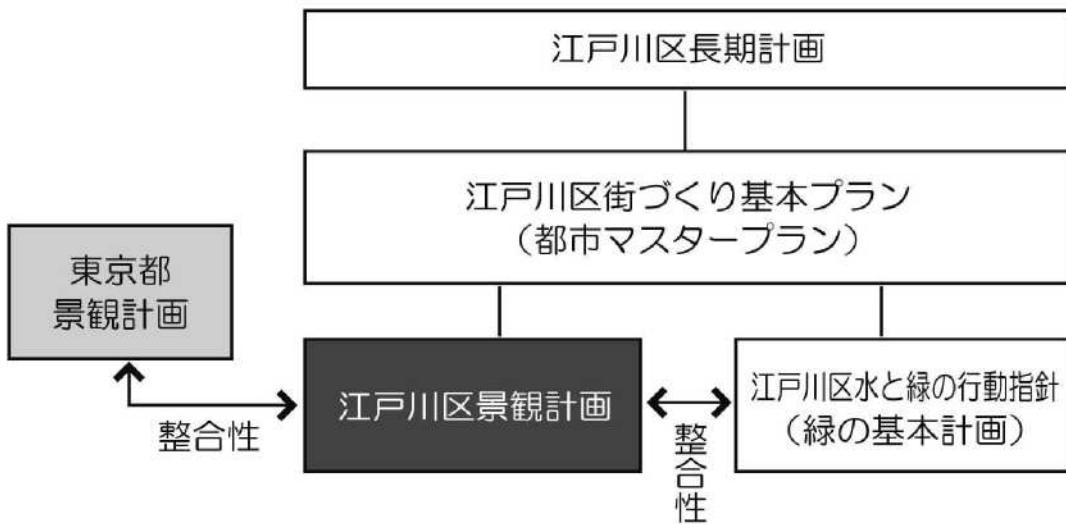
1 計画の位置づけ

「江戸川区景観計画」は、景観法第8条第1項に基づき策定する計画です。

本区の良好な景観形成の取り組みの方向性や施策を示した総合的な計画として位置づけます。

また、本計画は、「江戸川区長期計画」、「江戸川区街づくり基本プラン」、「江戸川区水と緑の行動指針」と関連する計画との整合性を図ります。

図1-1 景観計画の位置づけ



2 計画の期間と見直し

本計画の期間をおおむね10年とします。

今後の土地利用状況の推移や社会状況、区民ニーズの変化をふまえるとともに、その運用状況を検証した上で、関連する計画との整合性を図りつつ、適宜見直しを行います。

3 景観計画区域

景観計画区域は、江戸川区全域とします。